

### ガス安全使用強調運動(11月30日まで) お勧めしますガス安全機器を

**器具せん、ガスせん**

●点火したとき、バーナーに火が完全についたことを目で確認しましょう。使用中は炎が正しく燃えていることを確かめましょう。使い終わったら器具せん(器具コック)を閉め、完全に火が消えたことを確かめましょう。

**小型湯沸器**

●小型湯沸器を使うときは、換気扇をまわすか、窓をあけましょう。

●ふろ、洗濯機等他所への給湯やシャワーのご使用はおやめください。このような使いかたをすると、不完全燃焼をおこしやすくなり危険です。

●冷・暖房中は換気不足になりがちです。特に換気に注意しましょう。

●使用後や就寝前、外出するときは、必ず器具せん、ガスせん(元コック)が閉まっているか点検しましょう。

小須戸町ガス水道課

### 防災いろはことわざ

**ろ** 傷んでる石・ブロック塀はすぐ修理

**の** 残り火もきちんと始末 たくき火や花火

老朽化したブロック塀などは意外ともろい。傾きやひび割れなどがあると、地震だけでなく台風の時にもくずれの危険が。点検・補強などの対応を。

たくき火や花火をするときは、水を入れたバケツを忘れずに準備しておく。そして、終わったら水をかけて完全に消えたことを確認してからその場を離れる。

### 全国行政相談週間

左記の日程により相談日を設定しましたので、国の行政に関する苦情、要望等、意見をお持ちの方は、おいで下さい。

町の相談員が応じますので、お気軽にご利用ください。

**定例相談** 十月十八日(月)  
午前10時～12時

**会場** 小須戸町役場 研修室  
**合同相談** 十月十九日(火)  
午後1時～3時  
**会場** 老人福祉センター

**移動相談** 十月二十二日(金)  
午後1時～3時  
**会場** 中央公民館

相談委員 伊藤鋼一氏  
(電話 三八一三五九〇)

### 大腸がんは増えています!

近年、大腸がんの増加が著しく、年間の死亡者は二十万人を超えています。これは十年前の約二倍で、二十一世紀には胃がんを追い越すと予測されています。これは、日本人の食生活が欧米化して、動物性脂肪の摂取量が増加し、繊維質の摂取量が減ってきたためと言われています。

直腸やS状結腸がんでは、下血や血便に気づきやすいのですが、大腸深部のがんでは、出血に気づくのが遅れ、かなり進行してから発見されることが多いので、定期的に検診を受けることが大切です。

**大腸がん検診を実施**

今年度から大腸がん検診を実施しますので、受診されるようお知らせいたします。

**実施日** 十一月四日(木)五日(金)  
**受付会場** 役場保健福祉課

対象年齢 四十歳以上  
検診料金(容器代) 百円  
詳しいことは、保健衛生係へ

保健衛生係(窓口4)

定期検診で、便のなかに血液が混じっているかどうかを調べ陽性であれば更に精密検査で内視鏡検査、注腸X線検査などを行います。

早期がんは治癒率が高く、集団検診などによる早期発見、早期治療が大切です。

### こんなとき、こんな年金が受けられます(国民年金)

- 国民年金の給付には、①老齢、②障害、③遺族の三つの基礎年金と、第一号被保険者(自営業者・学生など)に対し独自に給付される、④付加年金、⑤寡婦年金、⑥死亡一時金があります。
- ①老後安定した生活を支える  
「老齢基礎年金」  
保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が原則として二十五年以上ある人が、六十五歳になったときに受けられる年金です。
- ②年金額(平成五年度価格)  
満額で：七三七、三〇〇円  
ただし、保険料の未納期間や免除期間があると減額されます。
- ③障害を負ったとき  
「障害基礎年金」  
国民年金加入中に、病気やケガで障害者(一級または二級)になったときに受けられる年金です。
- ④年金額(平成五年度価格)  
一級障害：九二一、六〇〇円  
二級障害：七三七、三〇〇円
- ⑤寡婦年金  
老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が年金を受けないで死亡したときに、その妻に六十歳から六十五歳までの間支給されます。
- ⑥年金額  
死亡した夫が受けられたであろう老齢基礎年金額の四分の三  
保険料を三年以上納めた人が亡くなったときに、その遺族に支給されます。ただし、遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。
- ⑦年金額  
保険料を納めた期間に応じて  
一〇〇、〇〇〇円  
～二〇〇、〇〇〇円

### 国民健康保険からおねがい

国保に加入している被保険者が交通事故にあつてケガをしたときでも、国保の保険証を使って治療をすることができます。

ただし、その費用は原則として加害者の負担すべきものですから国保は一時立て替え払いをするということになります。したがって、あとでこの費用は国保が加害者に請求することになります。このため、もし被害者が加害者から治療費を受け取っている場合には、国保の保険証を使うことはできません。安易に示談に応じないようにすると

### 届け出に必要なもの

交通事故証明書  
印かん  
保険証

役場  
国保窓口  
へ提出

### 毎月10日は交通安全家庭の日

<10月の交通安全標語>

ゆずりあい  
心のゆとり  
思いやり

### 赤い羽根募金

—10月1日～12月31日—  
ことしもよろしく

みなさんのまわりには、体の不自由な人やねたきりのおとしより、一人暮らしのおとしよりがたくさんいます。

赤い羽根の共同募金は、みなさんからよせられた「やさしさ」をこのような人たちにお届けします。

皆さんからお寄せいただいた募金は、小須戸町社会福祉協議会にも配分され、社会・老人・児童・母子福祉等のために大きな役割を果たしています。